

紀の川市施設園芸用燃油価格高騰対策事業補助金交付要綱

令和4年8月19日

告示第123号

(趣旨)

第1条 この告示は、コロナ禍における燃油価格の高騰により影響を受けた市内の農業者等に対して、農業経営の持続及び安定化を図るため、施設園芸用燃油の購入費用に対して予算の範囲内で紀の川市施設園芸用燃油価格高騰対策事業補助金を交付することに関し、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者等 野菜、花き、花木又は果樹の施設園芸農業を営む農業者、農業法人等をいう。

(2) 施設園芸用燃油 施設園芸用の加温設備等の用に供するA重油及び灯油をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申請日において、市内の園芸施設で農産物を栽培し、市内に住所又は事業所を有する農業者等であること。

(2) 令和4年11月1日から令和5年2月28日までの間（以下「補助対象期間」という。）に施設園芸用燃油を購入し、納品及び支払を完了していること。

(3) 申請日において、施設園芸セーフティネット構築事業（施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官通知）第3第1項第1号に規定する事業をいう。）に加入していないこと。

(4) 令和3年度までの市税を完納していること。

(5) 今後も市内で農業を継続する意思があること。

(6) 紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年紀の川市条例第11号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はその関係者でないこと。

(補助対象)

第4条 この補助金の交付対象は、補助対象期間内に購入し、納品及び支払を完了した施設園芸用燃油とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、購入単価が次の表に定める基準単価（以下「基準単価」という。）を超えた場合において、令和4年11月の全国平均価格（農業物価統計調査（

農林水産省大臣官房統計部公表)に基づく価格で、小数点以下第2位を四捨五入したもの)から基準単価を減じて得た額に購入数量を乗じて得た額に4分の1を乗じて得た額とする。ただし、購入数量は、園芸施設面積1アール1月当たり150リットルを上限とする。

名称	基準単価(1リットル当たり)
A重油	81.6円
灯油	86.5円

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和5年2月15日から令和5年3月15日までの間(以下「申請期間」という。)に、紀の川市施設園芸用燃油価格高騰対策事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第2号)

(2) 申請者が補助対象期間内に施設園芸用燃油を購入したことが確認できる納品書、領収書、販売証明書その他の文書であって、納品日、支払日、燃油種類、購入数量及び金額が確認できるものの写し

(3) 園芸施設及び設備の写真

(4) 農業者等であることが確認できる書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、申請期間内において、1申請者につき1回限りとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金の額を決定し、紀の川市施設園芸用燃油価格高騰対策事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに紀の川市施設園芸用燃油価格高騰対策事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の請求書が提出された場合は、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める

ときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還請求を行うものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの告示の規定に違反したとき。

(3) その他取消しが適当であると市長が認めたとき。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(書類の保存)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年9月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条及び第11条の規定は、この告示の失効後においても、なおその効力を有する。